

# 千葉市新庁舎整備工事

## 落札者決定基準

千葉市

平成30年8月20日

## 目次

第 1	本書の位置づけ .....	1
第 2	落札者決定の概要 .....	1
1	落札者決定方法 .....	1
2	千葉市本庁舎整備検討委員会の体制 .....	1
第 3	審査の手順 .....	2
1	入札参加資格確認審査 .....	3
2	技術提案内容審査 .....	3
3	評価値の算出 .....	4
第 4	落札者の公表 .....	4

## 第1 本書の位置づけ

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、千葉市（以下「市」という。）が千葉市新庁舎整備工事（以下、本基準において「本工事」という。）の落札者を選定するに当たり、入札参加者のうち最も優れた者を選定するための方法及び基準等を示し、入札参加者に具体的な指針を与えるものである。

本基準は、本件工事の入札において、入札説明書と一体のものとして取り扱う。

## 第2 落札者決定の概要

本工事の落札者は、総合防災拠点としての市役所新庁舎の設計及び施工に関する高度な技術を有し、品質と価格が総合的に優れた内容で実施することができる者を選定するため、総合評価方式により決定する。

### 1 落札者決定方法

入札参加資格を備えることを確認された入札参加者は、入札説明書及び本基準の定めるところに従い、入札書及び技術提案書を提出するものとする。

総合評価方式により落札者を決定するにあたり、学識経験を有する者で構成する千葉市本庁舎整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）の審議を経るものとする。検討委員会からの意見聴取は地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく学識経験を有する者の意見聴取を兼ねることとする。

検討委員会の意見を踏まえ技術提案内容を審査し、決定した技術評価点と入札価格に基づき評価値を算出し、評価値が最も高い入札参加者を落札者として決定することとする。

### 2 千葉市本庁舎整備検討委員会の体制

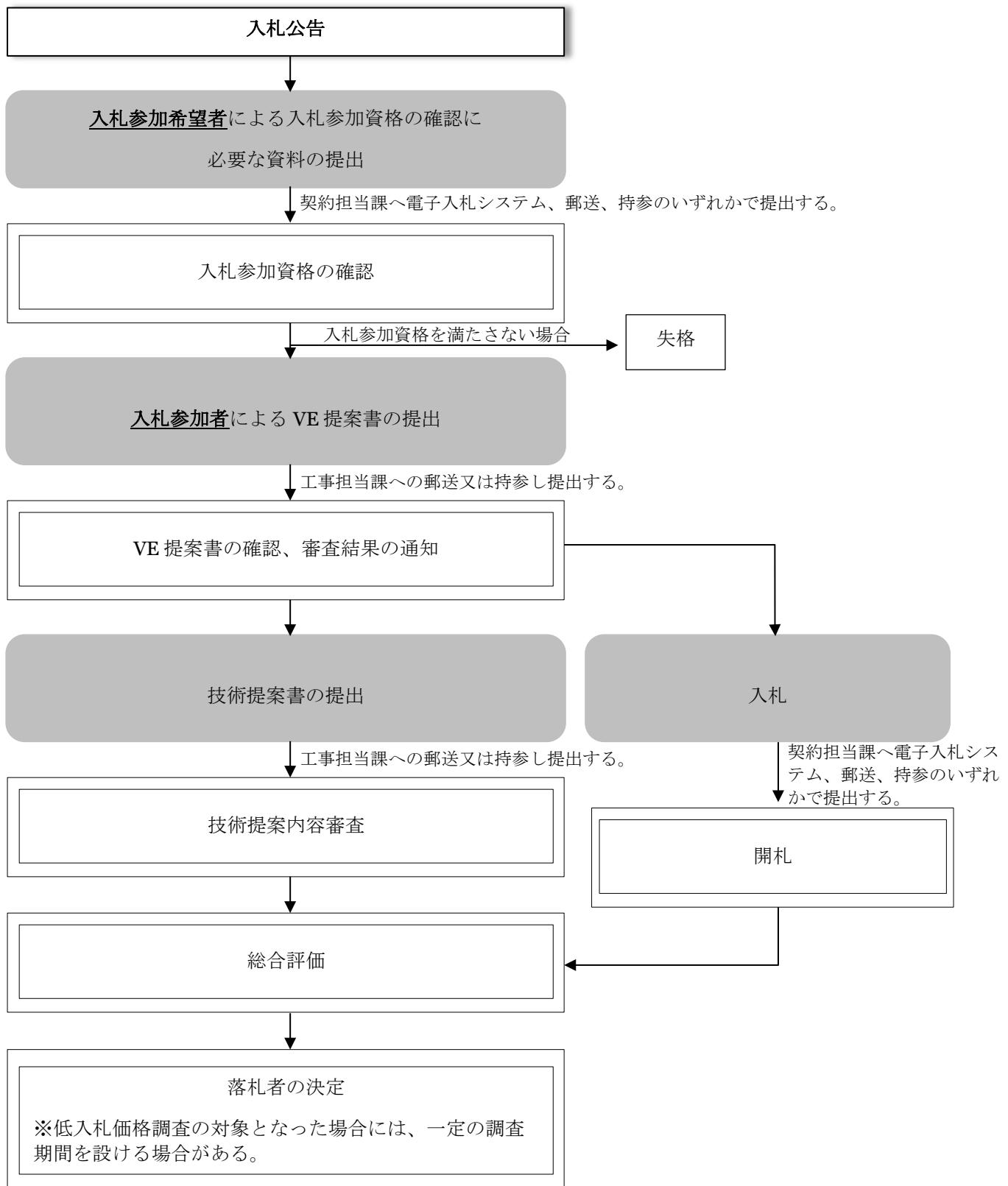
検討委員会は、下表に記載の6名の委員で構成され、会議は非公開とする。議事録は落札者の決定後に取りまとめる審査講評の公表時にあわせて公表する。

委員長	柳澤 要	千葉大学大学院 工学研究院 教授
副委員長	浦江 真人	東洋大学 理工学部建築学科 教授
委員	高原 功	独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理部長
委員	林 立也	千葉大学大学院 工学研究院 准教授
委員	藤本 利昭	日本大学 生産工学部建築工学科 教授
委員	山本 英史	国土交通省 関東地方整備局 東京第二営繕事務所長

### 第3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

図 3-1 落札者決定までの流れ



## 1 入札参加資格確認審査

入札参加者から提出された千葉市新庁舎整備工事様式集（以下「様式集」という。）に定める様式第5号から第11号までの参加資格確認審査に関する提出書類に基づき、入札参加者が入札説明書に規定されている要件を備えていることを審査することとする。入札参加者が当該要件を備えていない場合は失格とする。なお、入札参加資格の確認日は、入札参加資格確認申請期限の日とする。入札参加資格確認申請期限の日から開札日までの間に、本市の指名停止措置又は入札参加除外措置を受けた場合は失格とする。また、入札参加資格確認審査の具体的な内容については技術提案内容審査に持ち越さない。

## 2 技術提案内容審査

### （1）技術提案書の確認

提出された技術提案書について、様式集に記載した必要書類が不足していないことを確認する。

なお、要求水準を満たす範囲で、本件入札において発注者が公表した要求水準書、基本設計図書及び入札説明書等に関する質問への回答書（当該回答書のうち、要求水準書及び基本設計図書に関するものに限る。以下、これらを総称して「要求水準書等」という。）に示された建物の品質・性能を改善する提案については、入札説明書及びVE提案実施要領により予めVE提案書等を提出し、市に採用された提案であることを確認することとする。

### （2）要求水準を充足していることの確認

提出された技術提案書の内容について、要求水準書等で定めた要求水準を充足していることについて「要求水準等に関する誓約書」（様式集に定める様式第14号）をもって確認することとする。

### （3）技術提案書の評価

技術提案書の評価について、市は検討委員会の意見を踏まえ、以下に示す評価方法に基づき技術提案書を評価し、技術評価点を決定することとする。

#### ア 技術評価点

標準点100点と各項目で付与された加算点を合算したものを技術評価点とする。

#### イ 評価項目及び加算点の配点

評価項目及び加算点の配点は、「別表評価項目及び配点」に示すとおりとする。  
加算点は50点満点とする。

#### ウ 採点

各評価項目ごとに、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加算点を付与する。各項目の加算点は、下表3-1に示すとおり4段階で評価し、項目の配点に下表採点基準の係数を乗じたものとする。各項目の加算点は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで算出する。

表 3-1 採点の方法

評価	採点方法	採点基準
A	加算点の満点×1.0	非常に優れた提案
B	加算点の満点×0.6	優れた提案
C	加算点の満点×0.3	やや優れた提案
D	加算点の満点×0.0	標準的な提案

### 3 評価値の算出

入札価格は予定価格の範囲内であることとし、予定価格を超える入札は無効とする。

評価値が最も高い者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査により、落札者として適格であると認められたのちに、落札者として決定する。調査により、落札者として適格であると認められなかった場合は、評価値が次に高い者について同様に調査を行う。

各入札参加者の評価値を以下に示す計算方法に基づき算出し、評価値が最も高い者を落札者として決定する。評価値が同数の者が複数いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

$$\text{評価値} = \frac{\boxed{150 \text{ 点満点}}}{(\text{技術評価点})} \times (\text{入札価格}) \times 1,000,000$$

(小数点第 7 位以下切捨て)

### 第4 落札者の公表

落札者の決定結果は、各入札参加者の代表企業に通知するほか、結果の概要、審査講評を市のホームページ等で公表する。

別表 評価項目及び配点

評価項目			評価の視点（以下について優れたものであるか）	加算点の満点	様式	
1 技術評価項目	全体マネジメント	①	実施方針	・「千葉市新庁舎整備基本構想」、「千葉市新庁舎整備基本計画」、「千葉市新庁舎整備基本設計方針」を踏まえた実施設計の実施体制 ・D B方式の特性を踏まえた品質管理や施工精度確保にあたっての考え方及び工事の実施体制 ・包括的かつ自律的なマネジメント、セルフモニタリング等による市への説明責任の確保に係る具体的な方法 ・市との緊密かつ円滑なコミュニケーションに資する具体的な方法 ・供用開始後の建物、設備機器の運用に資する提案 ・その他、I C T活用や受賞実績のある技術者の配置など実施方針・体制に係る提案	4	様式第18号-1 (A3 1枚)
		②	工期短縮	・D B方式の特性を踏まえた工程管理 ・国の財政支援制度が活用できる平成32年度までの出来高の増加、災害に強い新庁舎の早期供用開始について考慮した工程計画 ・別途発注工事の設計、施工の各段階の工程管理における配慮 ・その他、全体工程管理に係る提案、取組み、配慮等	6	様式第18号-2 (A3 2枚)
	施工や維持管理に配慮した設計の更なる合理化	③	施設性能	・将来の変化への柔軟性の確保 ・来庁者の利便性、職員の業務効率や生産性の向上に寄与する施設整備 ・非常時の業務継続性の確保	6	様式第18号-3 (A3 1枚)
		④	耐震性能	・独自の技術による高度な免震性能に基づく建物全体の耐震性能の合理的かつ経済的な確保 ・免震性能を踏まえた上部構造の種別、架構の合理化 ・地盤改良の工法及び範囲を適切に選定した液状化対策	6	様式第18号-4 (A3 2枚)
		⑤	維持管理・環境・エネルギー性能	・ランニングコストの縮減 ・環境性能の向上	6	様式第18号-5 (A3 1枚)
	施工品質	⑥	品質管理	・優れた施工品質・精度を確保するための方策	4	様式第18号-6 (A4 1枚)
		⑦	仮設計画、施工計画、施工中の周辺環境対策	・来庁者や職員の業務に支障をきたさないよう、工事期間中に運用中の庁舎及び議事堂棟の安全確保、振動及び騒音の低減、粉塵及び悪臭の抑制に係る有効な対策を講じた仮設計画及び施工計画並びに工事情報の提供 ・周辺の住民や企業の生活、業務に支障をきたさないよう、安全確保、振動、騒音、粉塵、悪臭に係る有効な対策を講じた仮設計画及び施工計画並びに工事情報の提供 ・仮設駐車場の安全確保及び開庁日の駐車台数の確保に配慮した仮設計画及び施工計画 ・その他、仮設計画、施工計画、施工中の周辺環境対策に係る提案	6	様式第18号-7 (A3 2枚)
	地域活性化	⑧	地域経済への貢献	・市内企業への発注や市内調達等、地域経済貢献への具体的な取組み（具体的な数字を挙げる場合は、その証明方法についても記載のこと。）	4	様式第18号-8 (A4 1枚)
2 実績評価項目	統括実績	⑨	統括代理人の実績	A : 官公庁が発注した入札公告日から過去15年間の免震構造で延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎における新築工事の実施設計業務と施工業務の相互調整の実績 B : 民間企業が発注した入札公告日から過去15年間の免震構造で延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の事務所における新築工事の実施設計業務と施工業務の相互調整の実績 C : 官公庁が発注した入札公告日から過去15年間の延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎における新築工事の実施設計業務と施工業務の相互調整の実績 ※ただし、共同企業体受注の場合は代表企業の実績に限る。	2	様式第18号-9 (A4 1枚)
	設計実績	⑩	設計主任技術者の実績	A : 官公庁が発注した入札公告日から過去15年間の免震構造で延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎における新築工事実施設計の主任技術者実績 B : 民間企業が発注した入札公告日から過去15年間の免震構造で延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の事務所における新築工事実施設計の主任技術者実績 C : 官公庁が発注した入札公告日から過去15年間の延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎における新築工事実施設計の主任技術者実績 ※ただし、共同企業体受注の場合は代表企業の実績に限る。	2	様式第18号-10 (A4 1枚)
	施工実績	⑪	監理技術者の実績	A : 官公庁が発注した入札公告日から過去15年間の免震構造で延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎における新築工事の監理技術者実績 B : 民間企業が発注した入札公告日から過去15年間の免震構造で延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の事務所における新築工事の監理技術者実績 C : 官公庁が発注した入札公告日から過去15年間の延べ面積25,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎における新築工事の監理技術者実績 ※ただし、建築工事業の監理技術者証の交付を受けた者に限る。 ※また、共同企業体受注の場合は代表企業の実績に限る。	2	様式第18号-11 (A4 1枚)
	会社実績	⑫	法人の実績・経営状況	A : 経営事項審査項目の総合評定値が2,000点以上 B : 経営事項審査項目の総合評定値が1,700点以上 C : 経営事項審査項目の総合評定値が1,450点以上 ※提案者が共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値を出資比率で按分することとする。	2	様式第18号-12 (A4 1枚)
	合計			50		